

# 労 災 特 集

## 令和4年度 一人親方労災保険特別加入 新規申込み

令和4年度の一人親方労災保険特別加入の新規申込みを受付けます。  
 加入する方は本人確認の為、本人が組合事務所へお越しください。  
 加入期限は令和5年3月31日迄です。次年度以降は継続申込みにより加入できます。

### 【持参するもの】

- ・ ゆうちよ銀行または、山形銀行の 銀行印 と 通帳
- ・ 顔写真付きの本人確認書類(運転免許証など)

### 1. 加入申込方法

組合事務所にある一人親方労災特別加入申込書を記入し、預金口座振替依頼書(自動払込利用申込書)と一緒に組合に提出してください。

#### ～ 加入時に健康診断が必要な場合があります ～

下表に記載された業務に、それぞれ定められた期間従事したことがある方は、健康診断を受ける必要があります。(健康診断の費用は国が負担)

特別加入予定者の 業務の種類	特別加入前に左記の業務に 従事した期間(通算期間)	必要な健康診断
粉じん作業を行う業務	3年以上	じん肺健康診断
振動工具使用の業務	1年以上	振動障害健康診断
鉛業務	6か月以上	鉛中毒健康診断
有機溶剤業務	6か月以上	有機溶剤中毒健康診断

⑨ 加入時健康診断を受けた結果により特別加入が制限される場合があります。

### 2. 保険料について

保険料の納付は年3回(6月・10月・1月)指定された銀行口座から引落としします。納入通知書を送付しますのでご確認ください。保険料は給付基礎日額により算出します。

【年額(給付基礎日額×365)×保険料率(1.8%)】

給付基礎日額	保険料(年間)	給付基礎日額	保険料(年間)
16,000円	105,120円	8,000円	52,560円
14,000円	91,980円	7,000円	45,990円
12,000円	78,840円	6,000円	39,420円
10,000円	65,700円	5,000円	32,850円
9,000円	59,130円	4,000円	26,280円

⑩ 保険料率は法律改定により変更する場合があります。

⑪ 上記の額に委託手数料2,500円別途加算されます。

### 3. 一人親方特別加入者の要件

労働者を使用しないで(※1)土木、建築、その他の工作物の建設、改造、保存、原状回復、修理、変更、破壊もしくは、解体またはその準備の事業を行うことを常態とする方

※1 労働者を使用する日数が見込みで年間100日未満の方

### 4. 補償の対象となる範囲

- ・ 請負契約に直接必要な行為を行なう場合
  - ・ 請負工事現場における作業及びこれに直接附帯する行為を行なう場合
  - ・ 請負契約に基づくものであることが明らかな作業を自家内作業場において行う場合
  - ・ 請負工事に係る機械、製品を運搬する作業及びこれに直接附帯する行為を行なう場合
- ⑩ 製造、剪定など、業務内容により一人親方労災に該当しない場合があります。
- ⑪ 自宅の工事や自発的な作業場の片付けでのケガは適用になりません。

### 5. 保険給付

療養補償給付…労災指定病院において必要な治療を無料で受けられます。それ以外の病院において治療を受けた場合は、治療に要した費用を請求し支給されます。

休業補償給付…休業4日目以降休業1日につき給付基礎日額の60%相当額と給付基礎日額の20%相当額（特別支給金）が支給されます。

その他にも、障害補償給付・傷病補償年金・遺族補償給付・葬祭料等があります。

### 6. 安全作業管理講習会

当組合では労災防止の為、毎年安全作業管理講習会を実施しております。案内を送付しますので、出席をお願い致します。

## **労働者を使用する方は、事業所労災にご加入を！！**

一人でも労働者を雇った場合は、労働保険(労災保険・雇用保険)に加入しなければいけません。組合では労働保険事務の委託を扱っております。組合に事務委託すると、事業主も特別加入できます。詳しくは組合窓口まで連絡ください。